

『フィリピン留学普及協会』規約・会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は「フィリピン留学普及協会」（以下、本会と略す）と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は一般財団法人フィリピン留学普及協会（〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目6番4号 第3カネタツビル802号）（以下、財団と略す）に置く。

第2章 目的ならびに事業

第3条（目的）

本会の目的は、財団の趣旨を理解した法人等の団体（以下、法人と略す）の賛同を得た会員に対して、フィリピン政府観光省と連携し、フィリピン留学の情報提供、セミナー等の企画とその実施によりフィリピン留学の普及及び市場開拓を目的とする。

第4条（事業・優待）

会員を対象とした次のような事業を随時、展開する。

1. フィリピン政府観光省及び、財団主催の留学フェアに参加優待
2. フィリピン政府観光省及び財団主催のセミナーに参加優待
3. ファムツアー時の優先紹介
4. 財団ホームページにて紹介
5. JATA旅博における留学エリアにて各校紹介
6. 定例会の開催
7. フィリピン政府観光省からの情報提供
8. 留学補償制度による留学生の保護

第3章 留学補償制度

第5条（目的）

本会会員が倒産等により学校運営を停止した場合、当該留学生の保護を目的とする。

第6条（留学補償供託金）

第5条の目的の為、本会会員は、毎年財団指定額の供託金を収め積み立てを行う。本供託金は、フィリピン政府観光省が管理するものとする。

第7条（留学補償供託金の履行）

本会会員が倒産等により運営を停止した場合、フィリピン政府観光省の許可を得て、留学補償制度供託積立金内で、当該留学生在が円滑に留学プログラムを継続できるよう資金を提供する。又、会員はこれに協力し当該留学生を受け入れる様努める事とする。

第8条（免責事項）

天災、戦乱、テロ等の理由による学校運営停止の場合、第7条は適用されない。

VISA 延長及び SSP、交通費等留学プログラム以外の費用に関しては、当該留学生の負担とする。

第4章 会員

第9条（入会資格）

本会則ならびに趣旨に同意する法人で下記の資格を有する事をもって会員とする。また反社会的勢力関係者は除外する。

1. 正会員 フィリピン国内で正規に運営されている語学学校（TESDA,SSP 取得済み）

第10条（会員登録）

本会に入会しようとする法人は、財団の理事長に対し、入会の意思を財団指定の加入申込書等の規定用紙の提出後、理事会にて審査通過後、年会費等払い込みをもって会員となる。

第11条（会費等）

1. 会員の年会費は次のとおりとする。

正会員（語学学校）	年会費	¥100,000-
留学補償供託金	年	¥50,000-

*年会費及び留学補償供託金は、1月1日より12月31日とする。

*継続会員の場合、年会費は半額とする。

2. 年会費及び留学補償供託金は、双方の事情を問わず返金されるものではない。

第12条（会員の権利）

1. 会員は、本会が企画ならびに実施する催し、本会が関与する物品ならびにサービス等の売買、媒体投稿ならびに広告などに自由な参加が可能である。なお、参加費用、物品等売買、媒体投稿等などにおいては有償となる場合がある。
2. 本会への要望ならびに意見など本会の趣旨に沿った提言をし、その企画ならびに実施に参画をすることができる。

第 13 条（会員の責務）

1. 会員は、フィリピン政府及び日本国の法律を遵守する事
2. 教員、カリキュラム及び施設の品質を恒常的に維持する事
3. 会員、教員、代理人及び留学生間の契約条件を履行する事
4. 財団より会員に対し、情報提供依頼をした場合、速やかに遅滞なく協力する事

第 14 条（個人情報保護）

本会は、財団および本会が保有する会員の個人情報を、財団が別途定める個人情報保護方針に則って管理する。

第 15 条（会員の禁止事項）

会員は、本会の趣旨にもとづき、次のことをしてはならない。

1. 財団および他の会員を誹謗、中傷する行為
2. 法令、公序良俗に反する行為
3. 本会の会員資格を譲渡および売却する行為

第 16 条（会員資格喪失）

会員は次の事項に該当する場合、その会員の資格を喪失し退会とする。

1. 第 11 条の支払いが 1 ヶ月以上滞った場合。
2. 第 15 条の言動などにより他の会員に被害や迷惑を与えた場合。
3. 第 17 条に基づき会員が退会申し出た場合。
4. 財団ならびに本会の名誉を毀損などの行為により財団の理事長が承認した場合。
5. 法人会員の消滅の場合。
6. その他、会員として相応しくないと判明し、財団の理事長が承認した場合。

第 17 条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、本会の規定による退会届を提出する事を要す。なお支払い済の会費等については徴収される。第 16 条の場合も同様である。

第 18 条（住所変更等）

会員は、住所や連絡先等の入会時提出の情報に変更のある場合は、速やかに本会事務局に変更の届出をおこなうものとする。本会は、会員への通知はすべて財団および本会に届出された連絡先へ行き、以後の責に任じない。

第 19 条（運営費）

本会の運営は、年会費、事業収入、寄附金によってまかなう。

第 20 条（免責事項）

万一、財団および本会がその責めに帰すべき事由に基づき損害賠償責任を負担する場合、その責任は 1 カ月分の会費を上限とします。ただし、財団および本会に故意または重大な過失がある場合を除く。

第 21 条（会則改定）

会則の改定は、財団の理事会の承認により行われる。

以上